

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年6月20日(2013.6.20)

【公表番号】特表2012-525241(P2012-525241A)

【公表日】平成24年10月22日(2012.10.22)

【年通号数】公開・登録公報2012-043

【出願番号】特願2012-508803(P2012-508803)

【国際特許分類】

A 6 1 F 7/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 7/00 3 3 1 H

【手続補正書】

【提出日】平成25年4月25日(2013.4.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ターゲット領域の脂肪が豊富な皮下細胞を治療するためのシステムにおいて、

前記ターゲット領域と作動的に係合するように形成された、前記脂肪が豊富な細胞から熱を除去するように形成された熱除去源を含むアプリケータを含む治療デバイスと、

前記熱除去源に電気的に接続された超小型電子デバイスを含む、前記治療デバイスによる治療を許可するトーケンとを含む、システム。

【請求項2】

請求項1に記載のシステムにおいて、

前記トーケンは前記治療デバイスに接続される、システム。

【請求項3】

請求項2に記載のシステムにおいて、更に、

前記治療デバイスと前記トーケンとを接続する非対称インターフェースを含む、システム。

【請求項4】

請求項1に記載のシステムにおいて、

前記トーケンは非対称インターフェースを含む、システム。

【請求項5】

請求項4に記載のシステムにおいて、

前記非対称インターフェースは、非対称雄部材及び非対称雌部材を含み、前記トーケンが前記治療デバイスによる治療を許可するとき、前記非対称雌部材が前記非対称雄部材を受け入れる、システム。

【請求項6】

請求項1に記載のシステムにおいて、更に、

前記治療デバイスと前記ターゲット領域との間に位置決めされるように形成されたライナを含む、システム。

【請求項7】

請求項6に記載のシステムにおいて、

前記ライナは患者間に配置されるように形成されており、前記治療デバイスは一回以上の治療に使用されるように形成されている、システム。

【請求項 8】

請求項 6 に記載のシステムにおいて、

前記ライナは薄ゲージフィルム及び前記フィルムに作動的に連結された鉄材料を含み、前記治療デバイスは、前記鉄材料に磁気的に結合するように形成された磁石を含む、システム。

【請求項 9】

請求項 6 に記載のシステムにおいて、

前記超小型電子デバイスは、前記ライナを前記治療デバイスに関して位置決めしたとき、これを確認する、システム。

【請求項 10】

請求項 1 に記載のシステムにおいて、前記治療デバイスは、

内側面及びこの内側面とは反対側に位置決めされた外側面を持つ熱伝導体を含む剛性部分と、

内面、この内面とは反対側に位置決めされた外面、及び前記内面と前記外面との間を延びる切欠きとを持つ可撓性部分とを含み、

前記熱伝導体は、前記切欠きに位置決めされ、前記可撓性部分及び前記剛性部分が本体を形成し、この本体は、

前記剛性部分の前記内側面及び前記可撓性部分の前記内面を含む内部面と、

前記剛性部分の前記外側面及び前記可撓性部分の前記外面を含む外部面とを含み、前記治療デバイスは、

前記可撓性部分に連結された、第 1 電気接点を持つソケットを含むハウジングを更に含み、

前記トークンは、前記ソケットに接続されるように形成されており、前記トークンは、

前記第 1 電気接点に電気的に接続されるように形成された第 2 接点であって、超小型電子デバイスが電気的に接続された第 2 接点と、

前記第 2 電気接点及び前記超小型電子デバイスを支持し、前記ソケットと協働的に係合するように形成された筐体とを含む、システム。

【請求項 11】

請求項 1 に記載のシステムにおいて、

前記トークンは、所定限度を記憶しており、前記システムは、前記所定限度内の前記治療デバイスの使用を許可し、前記治療システムの連続使用が前記所定限度内にあることを確認し、前記所定限度を越えたとき、前記治療システムの使用を禁止するように形成されている、システム。

【請求項 12】

請求項 11 に記載のシステムにおいて、

前記超小型電子デバイスは、前記治療デバイスの使用が前記トークンに記憶された前記所定限度内であることを確認し、前記超小型電子デバイスは、前記所定限度を越えたとき、前記治療システムの使用を禁止する、システム。

【請求項 13】

請求項 1 に記載のシステムにおいて、

前記システムは、前記治療デバイスの使用に対する料金を前記トークンによる計測に基づいて料料するように、前記トークンに記憶された所定限度に基づいて前記治療デバイスの使用を計測するように形成されている、システム。

【請求項 14】

請求項 1 に記載のシステムにおいて、

前記トークンは、所定限度を記憶しており、前記システムは、別の所定限度を備えた交換トークンを更に含み、前記交換トークンは、前記治療デバイスによる治療を許可する、システム。